平成２７年（フ）第２８号
長野県上田市古安曽1877番地６
債務者　竹花　国彦
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３８号
長野県千曲市上山田温泉４丁目１番地２　千曲アパート１号
債務者　渡邊　繁子
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４０号
長野県上田市保野85番地11
債務者　高橋　達夫
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２５７号
名古屋市南区元柴田西町１丁目１番地　柴田荘４棟207号
債務者　加藤　久幸
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１９号
名古屋市中川区月島町３番６号
債務者　平下　幸子
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県高砂市曽根町1230　そねホーム、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目47番地の17　クレール・ド・坂口105号
債務者　丹井裕美子
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１２号
兵庫県加古川市加古川町大野1158番地の10
債務者　石原　元紀
１　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１３号
兵庫県加古川市加古川町大野1158番地の10
債務者　石原　奈美
１　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３４号
兵庫県加古川市加古川町河原280番地の５
債務者　中西　卓也（旧姓前川）
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１６号
広島市安佐北区三入５丁目７番25号、住民票上の住所広島市安佐南区大塚西７丁目28番５号
債務者　栗原　佳代
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3885番地１
債務者　中野　裕紀
１　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第４５号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番831号
債務者　田原奈央子
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５２号
福岡県久留米市東合川町160番地１
債務者　秋吉　隆之
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０号
北海道小樽市奥沢４丁目29番29号、前住所北海道小樽市若竹町25番35号
債務者　遠藤　　帝
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１３号
秋田県山本郡三種町鹿渡字盤若台66番地１
債務者　平塚マサ子
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第７号
秋田県大館市十二所字桑原118番地３、前住所秋田県大館市十二所字後田87番地13丸秀アパート８号室
債務者　齊藤　　智
１　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第４５号
三重県鈴鹿市中江島町28番25号　ラビットハイツ207号
債務者　柴田きよみ
１　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
津地方裁判所破産係